

瀬戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第48号

瀬戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市建築基準法施行細則（平成3年瀬戸市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(確認の申請書に添える図書等)</p> <p>第2条 法第6条第1項の規定による確認の申請書には、<u>省令第1条の3第7項</u>の規定によりその計画に係る建築物の敷地が、高さ2メートルを超える<u>崖</u>に接し、又は近接する場合（<u>崖の斜面の勾配</u>が30度以下の場合を除く。）においては、その敷地と<u>崖</u>との状況を示す断面図を添えなければならない。ただし、当該敷地が<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項</u>の規定による許可を受けたものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(認定申請書)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる法、政令及び県条例の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書の正本及び副本に、同表の右欄に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p>		<p>(確認の申請書に添える図書等)</p> <p>第2条 法第6条第1項の規定による確認の申請書には、<u>省令第1条の3第17項</u>の規定によりその計画に係る建築物の敷地が、高さ2メートルを超える<u>がけ</u>に接し、又は近接する場合（<u>がけの斜面のこう配</u>が30度以下の場合を除く。）においては、その敷地と<u>がけ</u>との状況を示す断面図を添えなければならない。ただし、当該敷地が<u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項</u>の規定による許可を受けたものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(認定申請書)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる法、政令及び県条例の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書の正本及び副本に、同表の右欄に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p>	
法、政令及び県条例の規定	図書	法及び県条例の規定	図書

<省略>		<省略>	
法第 8 6 条第 1 項若しくは 第 2 項、第 8 6 条の 2 第 1 項、第 8 6 条 の 5 第 1 項又 は第 8 6 条の 6 第 2 項	<省略>	法第 8 6 条第 1 項若しくは 第 2 項、第 8 6 条の 2 第 1 項、第 8 6 条 の 5 第 1 項又 は第 8 6 条の 6 第 2 項	<省略>
政令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項	(1) 前条第 1 号に掲げる図書 (2) 前条第 2 号に掲げる図書のう <u>ち立面図</u> (3) 省令第 1 条の 3 第 1 項の表 2 <u>に掲げる既存不適格調書</u> (4) その他市長が必要と認める図 <u>書</u>		
政令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項	(1) 前条第 1 号及び第 2 号に掲げ <u>る図書</u> (2) 省令第 1 条の 3 第 1 項の表 2 <u>に掲げる既存不適格調書</u> (3) その他市長が必要と認める図 <u>書</u>		
<省略>		<省略>	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）による改正前の宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可については、なお従前の例による。